I-1 身近に起こる製品事故

日常使用する便利な製品も、使い方を誤ると事故につながる危険が！

❶「ヘアードライヤーを使用中、電源コードの本体取り付け部分から突然火花が散った」

日常的にコードの根元がくりかえし曲げられていたため断線し、スパークし発火に至ったと考えられます。電源コードを本体にきつく巻き付けたり、強く束ねたり、ねじれたまま使用するとコードに負担がかかり、過熱・発火の危険性が高まります。

❷「自転車で走行中、タイヤがロックして前方に転倒し、けがをした」

自転車のハンドルに下げていた傘が前輪にまきこまれたため、前輪が急にロック状態になり転倒したと考えられます。自転車のハンドルに傘や荷物をかけないようにしてください。前輪ロック事故を防止する「前輪ガード」をとりつけるのも有効です。

❸「電子レンジで加熱したコーヒーを飲もうとしたら、突然噴き出し、火傷（やけど）した」

飲み物用ではなく食品用の温めキーで加熱したため、過熱し過ぎとなり、飲もうとした際に突沸現象（とっふつげんしょう）を起こしたと考えられます。飲み物（水・牛乳・酒・コーヒーなど）やカレー、シチューなどのとろみのあるものなどは、加熱中や加熱後に突然沸騰して飛び散ることがあるので、取り出す時は注意してください。

もし事故がおきたら？

事故原因は、製品の問題、使い方など様々です。調査が必要な場合もあるので、次のような対応が必要です。。

① **事故品は写真を撮るなどしてそのまま保存する。**
② **事故時の状況や使用状況を整理して記録に残す。**

また、事故の被害によっては、
○ 燃えた場合などは消防署へ連絡する。
○ ケガがあれば医師の診断を受け、診断書を受け取る。
○ 食品による被害の場合は保健所にも連絡する。

他にも同様な事故が起こっているかもしれません。メーカーや消費生活センター等に事故情報を伝えることで、事故防止に役立てることもできます。

同じ様な事故がおきていないか調べる

行政機関が保有する生命・身体に係る消費生活上の事故情報データバンク http://www.jiko.joho.go.jp

製品の回収情報を調べる

（独）国民生活センター回収・無償修理等の情報 http://www.kokusen.go.jp/recall/recall.html

（知識） 製造物責任（Product Liability）法（ＰＬ法）

製造物の欠陥により損害が生じた場合の製造業者等の損害賠償責任について定めた法律です。

製造業者の過失が無くても、製品に欠陥があることで、生命・身体・財産に損害を被ったことを被害者が立証した場合に、製造業者等に対して損害賠償を求めることができます。

- **設計上の欠陥**　設計に問題があり、製造物がみな同様の安全性に欠ける場合
- **製造上の欠陥**　製造段階で粗悪な材料が混入した場合や、組み立てに誤りがあった等の原因により製造物が設計・仕様通りに作られず安全性を欠く場合
- **指示・警告上の欠陥**　ラベルや取扱説明書の不備など消費者側で防止・回避するために適切な情報を製造者が与えなかった場合

商品を購入するときに選ぶ基準となるマークです。

（損害賠償制度のあるマークの例）

SGマーク	（財）製品安全協会が定めた対象商品ごとの安全性認定に合格した生活用品に付けられる。（乳幼児用製品、福祉用具製品、家具・家庭用品、厨房用品、スポーツ・レジャー用品など）
STマーク	（社）日本玩具協会の安全基準に合格したおもちゃに付けられる。
BAAマーク	（社）自転車協会が定めた自転車安全基準に適合した自転車に付けられる。
TSマーク	自転車安全整備士が点検・整備し、道路交通法令に定められた大きさ、構造、性能等の基準に適合した普通自転車に付けられる。有効期間は点検・整備の日から1年。期限が切れたら点検、整備を受けることで更新できる。

（安全を保証するマークの例）

PSCマーク	「消費生活用製品安全法」に定めた、生命・身体に対し特に危害を及ぼすおそれが多い特別特定製品について、同法の基準に適合したものに付けられ、このマークが無いものは販売禁止。（乳幼児用ベッド、レーザー応用装置、浴槽用温水循環器、ライターの4品目）
PSCマーク	同上　特定製品（家庭用圧力なべ及び圧力がま、乗車用ヘルメット、登山用ロープ、石油給湯器、石油ふろがま、石油ストーブの6品目）
PSEマーク	「電気用品安全法」に定めた、構造又は使用方法、使用状況などから特に危険又は障害の発生するおそれが多い特定電気用品について、同法の基準に適合したものに付けられ、このマークが無いものは販売禁止。（電気温水器、電熱式電動式おもちゃ、電気ポンプなど115品目）
PSEマーク	同上 特定電気用品以外（電気コタツ、電気冷蔵庫、音響機器など339品目）

注意

誤った使い方や、不注意での事故を防ぐため、製品についているラベルや、「取扱説明書」に書いてある、注意事項を確認してから使用することが大事です。

I-2 衣類のクリーニング（洗濯）のトラブル

お気に入りの大切な洋服を長く着るためには・・

❶「お気に入りのコートをクリーニングに出したら、全体に縮んでしまった。」

　コートが縮みやすいものだった（製造上の要因）、クリーニング店が高温で乾燥した（処理上の要因）、水に弱い素材なのに雨で濡らしてしまった（使用上の要因）等、様々なことが原因として考えられ、これらの要因が複合的に関わっている場合もあります。まずは、クリーニング店とよく話し合ってください。

❷「Tシャツを自分で洗ったら、色落ちしてしまった。」

　衣類が色落ちしやすいものだった（製造上の要因）、または水洗いできない衣類（　）を洗濯してしまった（使用上の要因）等が原因として考えられます。取扱い絵表示を確認し、メーカーに品質について問い合わせが必要な場合があります。

<衣類を買うとき>

　色、デザイン、価格とともに、素材や洗濯方法、クリーニングなどの手入れ方法やそのコストも考えて選択します。衣類に縫い付けられたタグや下げ札には様々な情報が書かれているので、購入前に確認する習慣を付けましょう。

①	組成表示	使用されている繊維名とその混用率
②	取扱い絵表示	洗い方、塩素漂白の可否、アイロンのかけ方、干し方などを表す記号
③	表示者名及び連絡先	
④	デメリット表示	取引上の注意事項

①　綿　85%
　　麻　15%

②

③　〇〇繊維㈱
電話　095-000-1234

④
この素材は、性質上摩擦で他のものに色移りすることがあります。

<着るとき>

　着用中、気付かないうちに食べ物や整髪料などが付着し、時間の経過によりシミになってしまうことがあります。シミや汚れは放っておくととれなくなるので、早く処理しましょう。

<洗濯（クリーニング）するとき>

　どのような洗濯方法が適しているのか、水洗いできる（　）、ドライクリーニング（　）など「取扱い絵表示」を確認します。クリーニングに出す場合は、シミや汚れがある場所、特殊な加工がされているかどうかもきちんと伝えます。

　Sマーク（クリーニング業の標準営業約款に基づいて営業している店）やLDマーク（クリーニング環境衛生同業組合加盟店）のあるクリーニング店は、トラブルが生じたとき、「クリーニング事故賠償基準」に基づいて対応してくれるので安心です。

<保管するとき>

　汚れやシミがないかチェックします。クリーニング後のビニール袋は運搬中の埃よけなので、取り除いて風を通してから保管します。また、防虫剤は、異なる成分のものを組み合わせるとシミになることがありますので、1種類だけを使用してください。